

ココはぜひ知ってほしい！伝えたい！みんなで作るまち条例のポイントまとめ

前文	
	詩を行政文書にしたのが条文。これを使って、いかに周知するかが大切。
	条文(前文)の趣旨があるので、タウンミーティングで話すことに活用する。
	この趣旨が条例の基。これに始まって、これに終わるのでは・・・。
	新しく市民となられた方が、短時間で市の特徴を知ることができるため。
	長久手らしい！？自治KENメンバーが考えた「まちうた」を知ってほしい。
	市民主体＝市民が主役ということ。まちづくりは自分事。まちづくりのためにボランティアに参加する。
	詩にあるとおり、「やがてくる世の高齢化、防犯防災だいじょぶか？子らに伝える輝きを失ってしまうまちになる」そうならないためには、地域のまちづくり組織が大事だから。
第1章	
1条	住民が自治を担うこと(住民自治)、長久手市の自治を確立すること(地方自治)、一人ひとりがみんなのためにまちづくりをする。
1条	条例の目的を知ってほしい。
2条	市の定める条例が自治基本条例に則って、整合を求められることは重要。
1条、2条	条例の目的と位置づけを参加者に知ってもらうための工夫が必要。
4条	大切なのは、「情報共有」「市民参加」「協働」の具体的内容とイメージが伝わること。
1～4条	「自治」とは何か？これを市民で考えることが大切。
第2章	
8条	総合計画を実現する最高責任者(CEO)であり、リーダーシップを発揮することが重要。議会で積極的に答弁する市長。
9条	部署間で連携して取り組むこと。
6、8、9条	市民の役割、市の役割を十分に理解されるよう努力し、時間をかけて見守る等が必要と思われる。
7～9条	市民、議会、市の役割及び責務を明確にする。
第3章	
10条	常に行政が主導して市民と協働している段階は終わった。市民が主導して(口だけでなく)協働し、行政と協働すべきだ。 もちろん対話も重要。しかし、ともすれば口だけの市民になってしまうので、行動を伴うべき。 未来のまちづくりの担い手として、子どもが学び、育っていく→長く30年50年先を見て・・・花が咲くには時間がかかるがとても重要です。
11条	(市民が主導して(口だけでなく)協働し、行政と協働することを)実現させるためにも、NPOのような市民活動団体を核とした本気の活動が必要。
13条	担い手の発掘及び育成が大事で、条例を制定するだけでは意味がないため。
第4章	
19条	「近隣」について、その大切さを！近隣→ご近所→互近助
第5章	
21条	5年を超えないという文言が入ったことは大切。 条例の実効性が担保されるように、5年を超えない期間ごとに、この条例について検証されることを知ってほしい。 実効性の確保の必要性。